

### まちづくり 第5次総合計画と

- 1) 平成22年6月議会で議決をいただいた第5次鳩山町総合計画は、『安心・魅力づくり協働戦略』として、「シニア輝き戦略」「はとやま再生・創造戦略」「ふれあいと賑わいづくり戦略」の3つを位置づけています。
- 2) そして、「はとやま再生・創造戦略」に基づく具体的な事業として、次の4つの事業が計画されています。
  - ・北部地域再生・創造事業
  - ・鳩山ニュータウン再生・創造事業
  - ・越辺川・おしゃもじ山再生・創造事業（今宿東土地区画整理事業を中心とした事業）
  - ・全町公園化・遊休地活用事業
- 3) このうち、「北部地域」と「ニュータウン地域」の再生・創造事業は未着手でしたが、平成25年度の後半から、鳩山町北部地域活性化基本条例の制定、旧松栄小学校敷地を活用した（仮称）福祉・健康複合施設整備計画の策定という形で、少しずつ動き出してきました。

「鳩山町北部地域活性化基本条例」と「（仮称）福祉・健康複合施設整備計画」について、“はーとん”が取材\*しました。

\*議会や意見交換会（懇談会）などでの質問と、その答弁をもとにして、広報担当が編集しました。



#### 目次

- 安心・魅力づくり協働戦略……………2～3
- 鳩山町北部地域活性化基本条例……………4～7
- （仮称）福祉・健康複合施設整備計画……………8～11

# 1

## 安心・魅力づくり協働戦略

鳩山町北部地域活性化基本条例と福祉・健康複合施設の質問をするまえに、総合計画の「安心・魅力づくり協働戦略」について聞いてみました。

【質問1】 第5次総合計画では、「安心・魅力づくり協働戦略」が位置づけられています。なぜ、協働戦略を位置づけたのか、その理由を教えてください。



●町への愛着を高めたい、誇りの持てる町にしたいからです。

\*

- ・第5次総合計画を策定するために、町民意識調査を行いました。
- ・この調査で「町への愛着」を質問したところ、「愛着は感じられない」「以前は愛着があったが、最近は薄れつつある」という方が併せて26.3%いました。
- ・「町への愛着を高めたい、誇りの持てる町にしたい」というのが、「安心・魅力づくり協働戦略」を位置づけた大きな理由です。
- ・なお、町民意識調査から町の現状と課題を、次のとおり整理しました。

- (1) 自然の豊かさに住みやすさを感じる一方で、それが魅力や特徴のなさの要因にもなっており、その対策が必要。
- (2) 政策展開を望む重点事項は、公共交通の充実、医療や福祉サービスの充実（高齢化対策を含む）、働く場の確保となっており、その対策が必要。
- (3) 高齢になるにつれて、町への愛着が薄れる傾向がみられ、高齢者が活躍できる施策展開が必要。
- (4) 行財政改革の推進に対する自由意見も多くあり、目標を明確にして評価・検証を行うまちづくりが必要。

【質問2】 “はーとん” も、「町への愛着を高めたい、誇りの持てる町にしたい」と思います。そのために取り組む「協働戦略」とは、どんなものですか。



●3つの戦略に基づき、7つの協働戦略事業を進めます。

\*

- ・協働戦略を考えるために、「鳩山町の特長（内部要因）」と「社会経済環境の変化（外部要因）」から、今後取り組むべき方策を導く「SWOT\*分析」を行いました。
- ・その結果、「高年者が輝き、みんなが主役として活躍するまち⇒シニア輝き戦略」、「安心の里山に魅力が育っていくまち⇒はとやま再生・創造戦略」、「環境と経済が調和し着実に前進するまち⇒ふれあいと賑わいづくり戦略」が導き出されました。
- ・そして、第5次総合計画では、この3つの戦略に基づき、7つの協働戦略事業を進めることとしました。

\*内部要因である強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）と、外部要因である機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4要因。

【質問3】 7つの協働戦略事業のうち、北部地域とニュータウン地域の「再生・創造事業」の取り組みが始まるということですね。後で詳しく質問しますが、事業のポイントを教えてください。



●地域特性を考慮し、他の戦略と連携して進めます。

\*

- ・「はとやま再生・創造戦略」は、地域特性を考慮しながら、未来に向けての投資を行っていくという「社会資本の整備（再整備）」を中心とした戦略です。
- ・まず、北部地域の特性ですが、全域が市街化調整区域で、自然環境に恵まれています。その反面、人口が少なく地域経済の活力も乏しく、いわゆる賑わいがありません。生活基盤整備も遅れています。



- ・したがって、北部地域再生・創造事業では、自然環境や地域文化の良さを活かしながら、生活基盤整備に取り組みたいと考えています。また、『地域経済の活性化』に向けて新たな産業振興を「ふれあいと賑わいづくり戦略」と連携して進めたいと考えています。
- ・次に、ニュータウン地域ですが、基本となる社会資本は整備されていますが、高齢化が急速に進んでおり、そのための対策が必要です。したがって、超高齢社会に向けたまちづくりを「シニア輝き戦略」と連携して進めたいと考えています。
- ・その際に、いわゆる“ハコモノ行政”にならないよう注意することが大切であり、「協働戦略」という考え方が生まれました。
- ・協働は、「町民（民間）主体」や「行政主導」でなく、町民（民間）と行政が双方を補完し責任を果たしながら、協力して取り組むことをいいます。
- ・また、戦略は「施策の選択と資源の集中を明らかにした取り組み」です。
- ・「あれも、これも」ではなく、施策や実施時期を選択し、町民と行政が協力して取り組むことにより、一つひとつ実現していきたいと考えています。

**【質問4】 地域経済の活性化や、超高齢社会に向けて、必要な社会資本を整備（再整備）することです。でも、ハコモノ行政に戻ることにはなりませんか。**



●協働戦略事業は「あれも、これも」ではなく進めます。

\*

- ・社会資本は、学校施設や道路・橋梁など、必要不可欠なものがあります。
- ・鳩山町では、そういった施設については国の交付金等を活用し、耐震化や大規模改修に積極的に取り組んできました。
- ・それ以外の既存施設については、機能の見直しや廃止の検討も必要です。また、地域経済の活性化や、急速な高齢化に対応するために、新たな施設整備が必要になる場合も考えられます。

**【質問5】 既存施設の再整備や新たな施設整備を行うということですが、その施設で実施するソフト事業もいっしょに考えることが必要ではありませんか。**

●“なぜ、必要なのか”を、最初によく検討します。

\*

- ・今お話したように、「はとやま再生・創造戦略」では、「あれも、これも」ではなく、施策を絞って、町民と行政が協力して取り組みます。
- ・そのために、“なぜ、必要なのか”ということをお大切にします。
- ・例えば、『地域経済の活性化のために、1次産業、2次産業、3次産業が連携した6次産業化を推進したい。そのためには加工・販売施設が必要である。』というように、まず、必要性について検討します。
- ・そのうえで、ソフト部分である事業内容を検討し、実施可能という判断が得られた場合に、事業着手ということになります。



町内の学校施設は、耐震化が完了（鳩山中学校）



3月16日に開通した入西赤沼線（越辺川大橋）

# 2

## 北部地域再生・創造事業（その1）

北部地域は、人口減少と少子高齢化が地域全体で進んでいます。地域の財産である農地は遊休化が目立ち、山林の荒廃も広がっています。

この難しい状況のなかで、地域活性化にどのように取り組むのでしょうか。

**【質問1】 北部地域の活性化は、鳩山町の永年の懸案事項です。平成12年には「鳩山町北部地域活性化プラン」を策定したと思いますが、どうなったのでしょうか。**



●新産業の杜づくり構想は、具体的な取り組みができませんでした。

\*

- ・町は地元地域の皆さまのお力をいただき、平成8年11月に、鳩山町北部地域開発協議会を組織しました。そして、平成12年3月に「新産業の杜づくり構想」と「集落整備モデル事業の展開」を2本柱とする鳩山町北部地域活性化プランを策定しました。
- ・この「集落整備モデル事業の展開」は、都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における集落環境整備のモデルとなりました。しかし、現実的には、市街地に近い市街化調整区域での住宅建設が進み、北部地域への活性化に大きく繋がるということはありませんでした。
- ・また、「新産業の杜づくり構想」については、三位一体改革に伴い、行財政改革が最重要課題となったこともあり、具体的な検討に着手できないまま、今日に至っています。
- ・全体的な反省点として、活性化施策は北部地域全体を対象としますが、その一方で活性化施策を具体的に、そして着実に推進するためには、地域と事業の絞り込みを行い、事業財源を確保することが必要ということがあります。

**【質問2】 そういった反省もあって、昨年12月に「鳩山町北部地域活性化基本条例」を制定したんですね。条例の内容を伺うまえに、素朴な**

**疑問として、なぜ北部地域の活性化が必要なのですか。**



●里山の自然環境を保全、活用するためには地域活性化が必要です。

\*

- ・昔の里山は、食物・材木・燃料・飼料・肥料を獲得する場として恒常的に利用されました。そのことが、結果として自然を理想的な形で保全してきました。
- ・しかし、現在はそういった利用がされなくなり、里山や農業の持つ「環境保全機能」「景観維持機能」「教育文化的機能」が低下しています。このことは、地域住民だけでなく、都市住民も含めた課題となっています。
- ・里山である北部地域の自然環境を保全するためには、人と里山の新しい共存を進める必要がありますが、人が定住できなければ共存も生まれません。
- ・そこで、幹線道路や生活基盤を整備するとともに、里山環境を活かした新たな産業を創造する「地域活性化」が必要になります。

**【質問3】 将来に向けて、どのように里山を活かしていくか、それが活性化のポイントになるわけですね。その点について、北部地域活性化基本条例では、どのように規定しているのですか。**



●条例では、生活基盤の整備や生産機能の活用などを規定しています。

\*

- ・条例では、活性化に向けた基本方針を規定しています。
- ・1点目は、「定住の促進を図るための生活基盤の整備」です。
- ・2点目は、北部地域の有する生産機能の活用ですが、「直接的な生産機能」と「間接的な生産機能」の2つに分けています。



- ・直接的な生産機能については、1次産業、2次産業、3次産業の連携による6次産業の推進をあげています。もちろん、山林の活用もあげています。
- ・間接的な生産機能については、「環境保全や文化の伝承など、心の豊かさを育むような機能」を意識し、その活用を考えるものです。
- ・そして、3点目として、「安全安心な農産物及びその加工品の生産振興に取り組み、地産地消を推進すること」をあげています。

**【質問4】 北部地域の活性化には、幹線的なアクセス道路の整備も必要です。このことについて、条例では、どのように規定しているのですか。**



●**基礎調査を実施し、幹線アクセス道路整備に向けた施策に体系的に取り組みます。**

\*

- ・条例では、「北部地域を含めた町全体の活性化を推進するため、北部地域への幹線アクセス道路の整備に積極的に取り組むものとする」と規定しています。
- ・また、「北部地域への幹線アクセス道路の整備に向けて、基礎調査を実施し、当該道路の整備に向けての施策に体系的に取り組むものとする」という規定もしています。
- ・道路整備の手順としては、構想段階、計画段階、事業化段階に大きく分けられますが、こういった各段階で検討すべき事項を体系的に整理し、着実に進めるものです。
- ・なお、この幹線アクセス道路の整備は、町にとって極めて大規模な事業になりますので、全庁的に取り組むことはいうまでもありません。
- ・しかし、単に全庁的に取り組むということでは、役割分担がはっきりしませんし、「構想段階、計画段階、事業化段階」の各段階では、検討体制も自ずと変わります。
- ・そこで、庁内の役割分担を、時系列を踏まえて整理整頓することを、体系的に取り組むという言葉で表現しています。

## 鳩山町北部地域活性化基本条例

(目的)

第1条 この条例は、鳩山町北部地域の活性化についての基本方針を定め、町の責務並びに地域住民及び事業者の役割を明らかにし、北部地域の活性化に関する施策等を総合的かつ創意工夫をもって積極的に推進することにより、北部地域及び町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「北部地域」とは、合併前の旧亀井村の地域をいう。ただし、第4条に規定する取組方針の作成に当たっては、施策内容により、その範囲を適切に解釈するものとする。

(基本方針)

第3条 北部地域の活性化を図るため、次に掲げる基本方針を定め、町、地域住民及び事業者が連携して取り組むものとする。

- (1) 北部地域の生活基盤を確立し、定住を促進することにより、集落を維持及び活性化すること。
- (2) 北部地域の有する生産機能を活用し新たな産業の集積を図るとともに、土地の保全、水源の涵養、文化の伝承など多面的機能についての啓発を進め、北部地域と都市の交流を促進すること。
- (3) 農林業の新たな担い手の確保及び育成、生産及び加工の集約並びに高度化、農林資源の保全、農工商連携事業等を推進すること。
- (4) 安全安心な農産物及びその加工品の生産振興に取り組み、地産地消を推進すること。

(鳩山町北部地域活性化取組方針の作成)

第4条 町は、前条に規定する基本方針に基づく施策推進のため鳩山町北部地域活性化取組方針（以下「取組方針」という。）を地域住民と協働して作成し、活性化施策を定めるものとする。

2 取組方針は、おおむね5年間の方針とし、更新していくものとする。

3 取組方針は、鳩山町総合計画及び総合計画に基づく各種計画等との整合性を図らなければならない。

(北部地域への幹線アクセス道路の整備)

第5条 北部地域を含めた町全体の活性化を推進するため、北部地域への幹線アクセス道路の整備に積極的に取り組むものとする。

(町の責務)

第6条 町は、第4条に規定する取組方針に基づく活性化施策の実施に努めるものとする。

2 町は、前条に規定する北部地域への幹線アクセス道路の整備に向けて、基礎調査を実施し、当該道路の整備に向けての施策に体系的に取り組むものとする。

(地域住民等の役割)

第7条 地域住民は、取組方針に基づく活性化施策の実施に主体的に参画するとともに、町民や団体等との連携・協働に努めるものとする。

2 町民は、第3条に規定する基本方針に基づき、北部地域及び町の活性化に向けた総合的な取り組みに努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、新たな産業の集積に参画するとともに、農林業が町民生活にとって重要な産業であり、それを担うものであることを認識し、北部地域の活性化に多様に取り組むものとする。

(推進地区及びモデル事業)

第9条 町長は、第4条に規定する活性化施策を具体的に推進するため、推進地区を選定することができる。

2 推進地区は、地区活性化委員会を組織し、町と連携してモデル事業に取り組むものとする。

(鳩山町北部地域活性化協議会)

第10条 町長は、第4条に規定する取組方針及び前条に規定するモデル事業の実施状況を踏まえ、鳩山町北部地域活性化協議会（旧鳩山町北部地域開発協議会）の再編について、関係者と協議するものとする。

(財政上の措置)

第11条 町は、北部地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

基本条例第4条では、「鳩山町北部地域活性化取組方針を地域住民と協働して作成し、活性化施策を定めるものとする。」としています。この活性化取組方針について質問してみました。

**【質問1】** まず、「地域住民と協働して作成」ということについて伺います。具体的にどのような方法で協働作業が進められるのですか。



●地域と町が、それぞれの立場で活性化ビジョンを作成し、いっしょに検討し1つにまとめます。

\*

- ・地域活性化を実現していくためには、地域住民の主体的な参加が重要であることは言うまでもありません。しかし、主体的な参加といっても、漠然としています。
- ・そこで、基本条例の趣旨を踏まえて、地域と町が、それぞれの立場で「活性化ビジョン」を作成します。そして、双方のビジョンをもとに検討を行い、活性化取組方針としてまとめ、活性化事業に取り組みます。
- ・こういった一連の作業を、協働作業と考えています。

**【質問2】** 地域で活性化ビジョンを作成するのは難しくありませんか。



●推進地区を選定します。

\*

- ・初めての試みですので、最初は戸惑いもあると思います。また、北部地域といっても、地域の状況は一律ではありません。
- ・そこで、基本条例第9条では、「町長は、第4条に規定する活性化施策を具体的に推進するため、推進地区を選定することができる」「推進地区は、地区活性化委員会を組織し、町と連携してモデル事業に取り組むものとする」としています。最初は、1～2地区の推進地区で、モデル的に事業に

取り組み、その成果を北部地域全体に広げていきたいと考えています。

**【質問3】** 基本条例を制定するにあたり、町は「北部地域活性化ビジョン」を考えたのですか。



●「幹線アクセス道路整備」と「6次産業化の推進」を中心とした活性化ビジョンを考えました。

\*

- ・地域のまちづくりを、地域の皆さんに考えていただくにあたり、その参考資料として、町の活性化ビジョンをまとめました。(右ページ)
- ・町の活性化ビジョンは、次の3項目が柱となっています。
  - ①北部地域への幹線アクセス道路の整備
  - ②6次産業化の推進
  - ③新産業の杜づくり構想の実現可能性調査（困難であれば新たな方策を検討）

**【質問4】** 地域の活性化には、インフラだけでなく、心の活性化も大切だと思います。そのためにも、地域と行政の新たな協働のスタイルづくりにチャレンジしてください。



●北部地域の歴史や文化も、大切な資源として活用したいと思います。

\*

- ・基本条例では、農地や山林などを「直接的な生産機能」、そして歴史や文化などを「間接的な生産機能」としています。
- ・この「間接的な生産機能」を活用して、心の活性化につながるような、学習・交流・観光などの事業を進めたいと考えています。
- ・これから、推進地区を選定し、地域の皆さんといっしょに活性化取組方針を作成しますので、“はーとん”も様子を見にきてください。

1 ビジョンの目標

北部地域の生活基盤の整備を行い、「地域経済」と「交流」の活性化を図る。

2 ビジョンの柱

- ①北部地域への幹線アクセス道路の整備
- ②6次産業化の推進
- ③新産業の杜づくり構想の実現可能性調査（困難であれば新たな方策を検討）

3 北部地域への幹線アクセス道路の整備

- ①平成25年度に基礎調査（コンサル委託）を実施します。（3月末に完了）
- ②県職員の派遣を要請し、助言をいただきながら道路整備に向けた概要計画の作成に取り組みます。
- ③事業実施の前提となる計画（都市計画など）の策定を目指し、必要な手続きを行っていきます。

4 新産業の杜づくり構想

- ①新産業の杜づくり構想は、平成12年に策定された北部地域活性化プランに位置づけられた構想で、「分散型土地利用」と「住宅地と産業地の一体的開発」を中心としています。
- ②実現が難しい構想ですが、北部地域への幹線アクセス道路の都市計画決定手続きを進めるうえで重要な構想でもあり、その実現可能性を調査します。

5 6次産業化の推進（推進地区におけるモデル事業）

- ①第1次活性化取組方針（平成26年度策定予定）に基づく施策は、推進地区を選定し、モデル事業として取り組むものとします。
  - A 人材確保、指導育成
  - B 生産基盤の整備
  - C 加工販売施設の整備
  - D 観光、環境学習推進
- ②モデル事業を具体的に推進するためには、国の補助金等を活用し財源の確保を図ることが必要です。そこで、「国の補助金を活用するための計画」を別途作成します。

A 人材確保、指導育成

- ・農業者育成（農業支援）のための施設を整備します。なお、子育て世代の新規就農者を受け入れる住宅を整備し、本格的な子育て支援住宅整備のモデル事業とします。【施設イメージ図①】

B 生産基盤の整備

- ・6次産業化の素材を確保するため「あんず」などの果樹栽培の拡大（遊休地や山林の活用）を図ります。
- ・山林資源の活用、荒廃山林の再生のため、木質ペレット工場を整備します。【施設イメージ図②】

C 加工販売施設の整備

- ・改築予定の亀井農村センターで加工試験を行い、その結果を踏まえて本格的な加工販売施設を整備します。【施設イメージ図③】
- ・1メガワット程度の太陽光発電設備を整備し、売電収入を加工販売事業に循環させます。

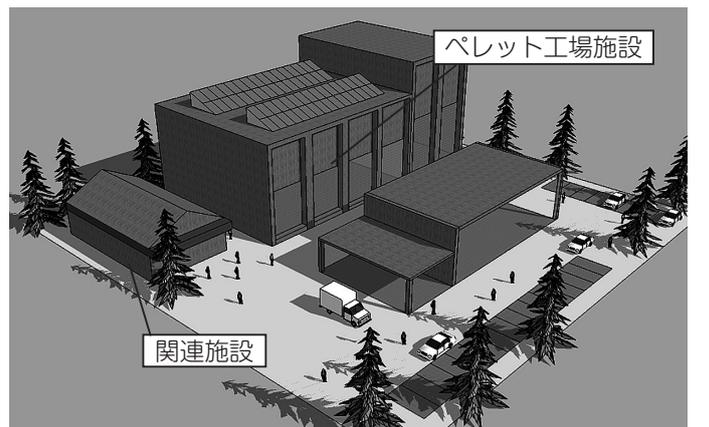
D 観光、環境学習推進

- ・農業者育成（農業支援）施設や加工販売施設などを有機的に連結し、観光資源とします。
- ・そのために、地区内の道路、河川及び小水路の質的向上を図るとともに、楽しく環境学習ができる施設を併設します。

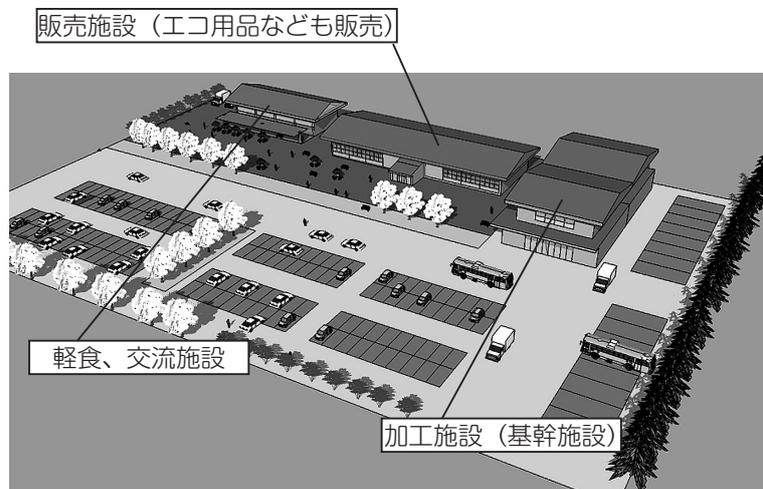
- 「6次産業化の推進」のために必要と考えられる施設を、町がイメージ的に描いたものです。
- 推進地区と協働で作成する「活性化取組方針」で、必要な施設や、施設内容を改めて検討します。



施設イメージ図 ①



施設イメージ図 ②



施設イメージ図 ③

高齢化が急速に進むニュータウン地内に「(仮称)福祉・健康複合施設(以下「福祉・健康複合施設」という。))を整備する計画(案)がまとまりました。計画(案)は、町民と職員の協働チームで検討したものです。最初に、施設の整備コンセプトを中心に、質問してみました。

## 【質問1】 福祉・健康複合施設の整備計画を策定する背景を教えてください。



●高齢化へ取り組みを本格化するとともに、その取り組みを、新たなまちづくりにつなげたいからです。

\*

- ・わが国は、世界に例をみない速さで高齢化が進んでおり、鳩山町も同様です。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月発表)では、今後、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年には、本町の65歳以上の高齢者人口割合は47.5%になると推計されています。
- ・急速な高齢化の進展は、既に見込まれていたことであり、さまざまな福祉施策に、町は取り組んできました。その取り組みをさらに本格化するとともに、新たなまちづくりにつなげることが大切になっています。

## 【質問2】 福祉・健康複合施設整備計画に関する意識調査を実施しましたね。



●福祉・健康複合施設の必要性を、多くの方が感じていることが分かりました。

\*

- ・整備計画(案)を策定するにあたり、町民の皆さんの基本的な意識を調査させていただきました。
- ・この段階での調査は、どうしても内容が抽象的になってしまい、選択に悩むというご指摘もいただきました。

- ・結果の概要は、右ページのとおりですが、「福祉・健康複合施設の必要性を、多くの方が感じている」ことが分かりました。
- ・また、貴重な自由意見も、たくさんいただくことができました。

## 【質問3】 福祉・健康複合施設を整備するにあたっての、基本的な考え方を教えてください。



●できるだけ「住み慣れた地域で生活していただきたい」ということです。

\*

- ・福祉・健康複合施設は、地域包括ケアシステムの拠点として活用し、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるようにすることを基本的な考えとしています。
- ・なお、「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のことをいいます。

\*

- ・整備計画(案)では、特別養護老人ホームの整備を位置づけ、24時間にわたり要介護者の生活を複数の専門職により支えます。また、必要に応じて医療と緊密に連携します。
- ・これらサービスの提供範囲は、施設内に限定されますが、地域福祉資源として有効に活用していくことが可能です。

\*

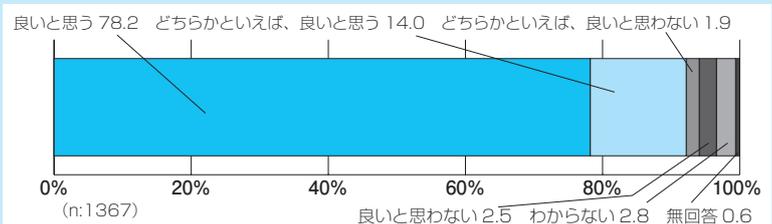
- ・「地域包括ケアシステム」を構築していくためには、地域のさまざまな主体の参加が必要です。
- ・その人の身体の状態や家族、住居等の環境等に応じて、保険医療サービスや介護保険サービス、福祉サービスなどさまざまな地域資源を組み合わせながら支える必要があります。
- ・そうした複合的な支援を実現するのが、地域資源間の連携になり、中でも医療と介護の連携は重要です。そこで、福祉・健康複合施設の整備コンセプトを「医療・介護の連携」としています。

## 「福祉・健康複合施設整備計画」に関する意識調査 <結果概要>

\* 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合があります。

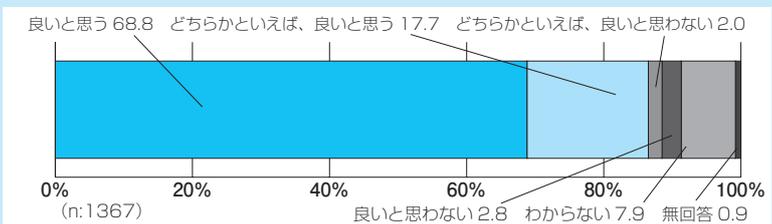
**【問】** これから策定する「福祉・健康複合施設整備計画」では、「特別養護老人ホーム」、「介護予防事業を展開できる健康施設」、「高齢者が地域づくりの主役として活躍できる施設」の併設を検討しています。このことについて、どのようにお考えですか。

- 「良いと思う」と「どちらかといえば、良いと思う」と肯定する回答の合計は「92.2%」となっています。



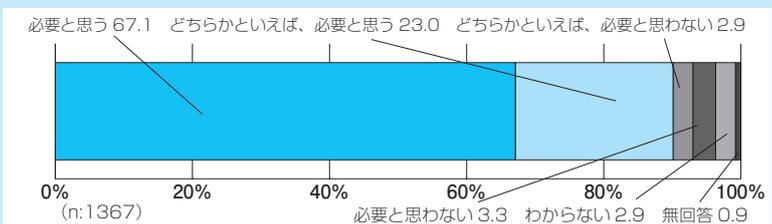
**【問】** 整備法人の選定にあたっては、「福祉・健康複合施設整備計画」を示したうえで、企画・提案型応募方式により選定を行う予定です。このことについて、どのようにお考えですか。

- 「良いと思う」と「どちらかといえば、良いと思う」と肯定する回答の合計は「86.5%」となっています。



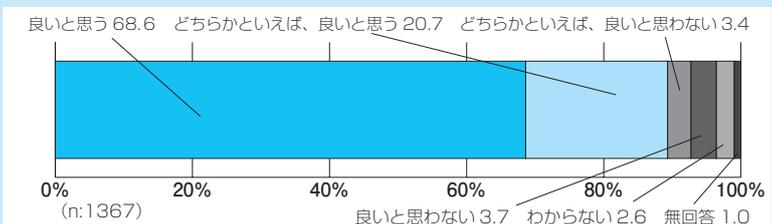
**【問】** 鳩山町に「福祉・健康複合施設」を整備することについて、どのようにお考えですか。

- 「必要だと思う」と「どちらかといえば、必要と思う」と必要とする回答の合計は「90.1%」となっています。



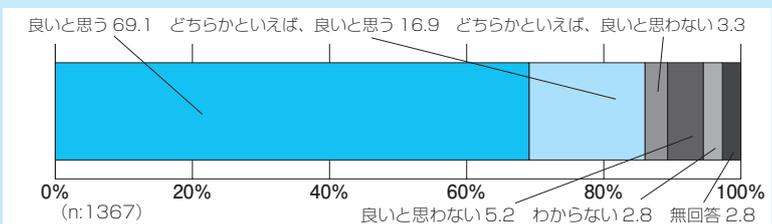
**【問】** 高齢化の著しい鳩山ニュータウン地域に「福祉・健康複合施設」を整備することについて、どのようにお考えですか。

- 「良いと思う」と「どちらかといえば、良いと思う」と肯定する回答の合計は「89.3%」となっています。



**【問】** 「福祉・健康複合施設」を鳩山ニュータウン地域に整備する場合の予定地として、旧松栄小学校のグラウンド、体育館及びプールの敷地部分を検討しています。このことについてどのようにお考えですか

- 「良いと思う」と「どちらかといえば、良いと思う」と肯定する回答の合計は「86.0%」となっています。



# 3

## (仮称) 福祉・健康複合施設 (その2)

福祉・健康複合施設の整備コンセプトについて聞いてみましたが、具体的なイメージが浮かびません。そこで、施設の全体概要について質問してみました。

**【質問4】 地域包括ケアシステムの拠点施設にしたいということですが、具体的なイメージがわかりません。**



●協働チームでは、全体の「イメージ素案」を作成しながら、整備する施設を検討しました。

\*

- ・福祉・健康複合施設は、旧松栄小学校の敷地を活用して整備する予定ですが、校舎は「多世代活動交流センター」として活用しています。
- ・また、既存の体育館やプールをどうするかという課題もありました。
- ・そこで、下図のような、施設全体の「イメージ素案」を考えながら、整備する施設を検討し、次のとおり整備計画（案）を作成しました。

### 【医療保険関係施設】

- ・診療所（訪問診療）
- ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを含む）

- ・通所リハビリテーション（介護保険サービスを含む）
- ・訪問看護（介護保険サービスを含む）

### 【介護保険関係施設】

- ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）

### 【付帯施設】

- ・地域包括支援センター
- ・ボランティアセンター
- ・生活支援センター
- ・地域の交流スペース（介護予防事業等を行うことができる屋内施設）

**【質問5】 施設のイメージ素案は、検討段階の参考資料として作成したものです。**

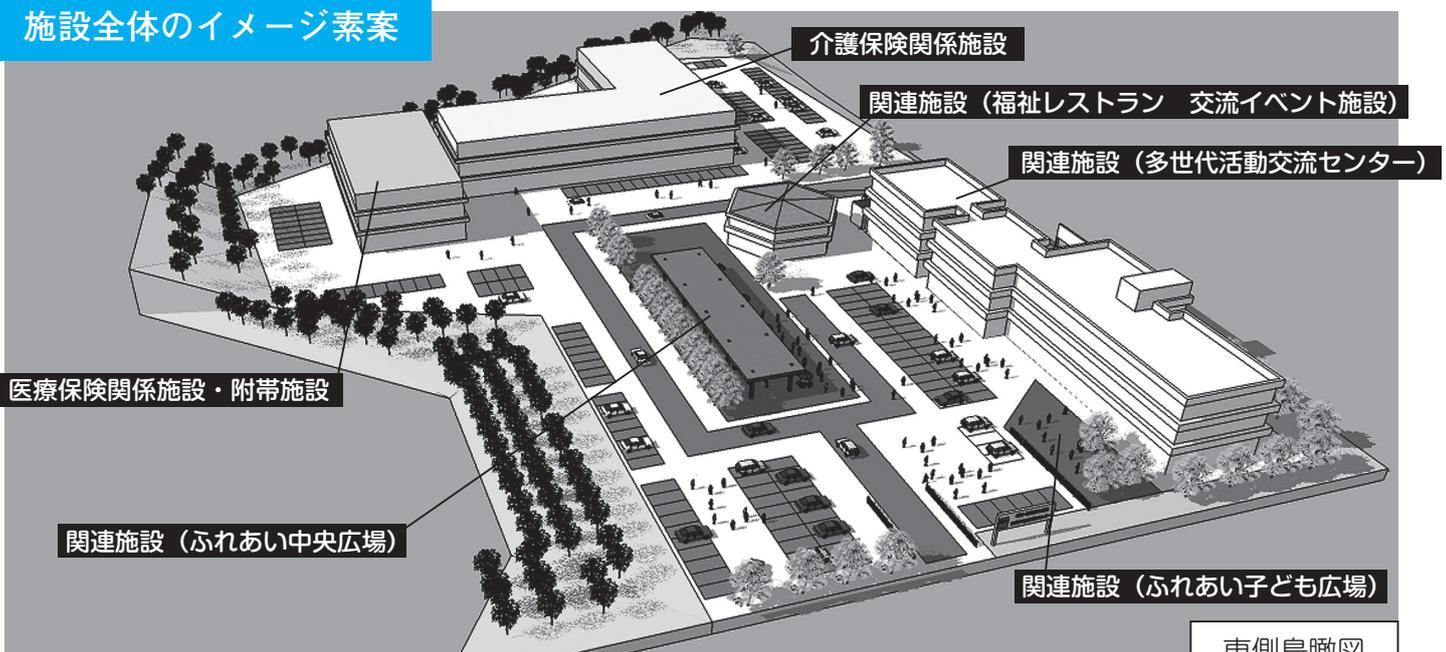


●多世代活動交流センターとの調和を図りながら、具体的な施設配置を検討します。

\*

- ・福祉・健康複合施設整備計画は、基本的な事項を定めたものです。
- ・この計画に基づき、特別養護老人ホームなどの整備法人を公募するなど、具体的な作業を進めていきます。
- ・また、多世代活動交流センターとの調和を図りながら、関連施設の整備を検討します。

### 施設全体のイメージ素案





## 【質問6】 施設の整備手法や、手順はどのようなのですか。



### ●介護保険関係施設は民設民営、医療保険関係施設は医師会と連携し整備を進める予定です。

＊

- ・特別養護老人ホームなどの介護保険関係施設の運営は、社会福祉法人による「民設民営」を予定しています。
- ・民設民営の場合、整備・運営法人選定の手法を考えなければなりません。公平性の観点から公募での実施が適切と考えています。
- ・また、公募後の整備法人の選定にあたっては、更なる公平性と専門知識に基づく判断を担保するため、外部の方を入れた法人選定委員会を設置することとします。

＊

- ・訪問診療などの医療保険関係施設については、町

と地域の医師会と連携し整備を進め、付帯施設については町立施設として町が建設し運営する予定です。

- ・公募概要については、下の枠内のとおりです。

＊

- ・今後のスケジュールについては、次のとおりです。なお、都合により日程等の変更が生じる可能性もあります。
- ・平成26年4月に「公募要領」を策定します。また、法人選定委員会を設置します。
- ・そして、6月に鳩山町は公募を開始します。併せて、応募する法人は、埼玉県に協議書を提出します。
- ・7月～10月に鳩山町の審査委員会と、埼玉県の審査委員会で審査します。
- ・11月～平成27年1月に整備法人を決定します。
- ・平成27年11月に整備工事に着工し、平成29年2月の開設を目指します。

### 特別養護老人ホーム整備法人の公募概要（案）

#### ●応募資格

次の（１）から（４）の全てを満たす者とします。

- （１）設置者は、埼玉県内に本拠を有する社会福祉法人とします。
- （２）高齢者福祉に高い見識と熱意を有するとともに、利用者のニーズにあった運営方針を持っていること。
- （３）鳩山町の福祉施策を理解するとともに、本町の高齢者の状況や意向を尊重し、地域福祉の推進と地域交流に積極的であること。
- （４）この施設の整備及び運営に十分な資力を有すること。

#### ●公募施設の規模

- （１）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 80床以上100床以下  
居室形態については、ユニット型（各ユニットの定員は10人以下）或いはユニット型と従来型の併設いずれかとなりますが、ユニット型と従来型を併設する場合は、それぞれ30床以上となるようにしてください。なお、従来型の居室においては利用者のプライバシーに最大限配慮するよう工夫することとします。また、いずれの居室形態についても低所得者等へ必ず配慮することとします。
- （２）短期入所生活介護（ショートステイ） 10床程度  
10人程度のユニット型とします。

#### ●施設用地

- （１）所在地 鳩山町松ヶ丘1148-3・1148-5・15151-118の一部（地番）  
鳩山町松ヶ丘4丁目1番1号の一部（住居表示）  
（旧町立松栄小学校用地）
- （２）面積 26,565㎡（3筆計）の一部（校庭約10,000㎡のうち法人が必要な面積）

※特別養護老人ホームには、入居者がユニット（共同生活室とこれに近接する少数の居室・療養室によって一体的に構成される場所）ごとに日常生活を営むユニット型施設と、それ以外の従来型施設があります。



♥第5次総合計画の協働戦略事業を、特別号として編集いたしました。

\*

♥北部地域再生・創造事業として「鳩山町北部地域活性化基本条例」が制定されました。今後、推進地区を選定し、地区の皆さんと行政が力を合わせ、具体的な活性化施策の検討を始めます。

\*

♥鳩山ニュータウン再生・創造事業については、(仮称)福祉・健康複合施設の整備計画がまとまりました。今後、介護保険関係施設の整備運営法人を選定し、より良い複合施設となるよう、ソフト施策や事業化手法を含め、検討していきます。

\*

♥第5次総合計画の協働戦略事業は、町民と行政の協働を基調として取り組む事業です。その状況を、これからも機会を捉え「特別号」として編集していきたいと考えています。

# 広報 はとやま

特別号

平成26年4月1日発行 ●編集／鳩山町